

お得です

住宅改修に対する固定資産税の減額制度

減額制度

▼問合せ 税務グループ ☎079 (435) 0358

住宅改修に対する固定資産税の減額制度について 次の3つのいずれかの改修工事を行うことで家屋に対する固定資産税が減額されます。

◎対象となるのは、住宅の居住部分のみで土地は対象外です。◎いずれの申請も、工事完了後3カ月以内に申告があったものに限りません。

住宅耐震改修

づく現行の耐震基準に適合した工事であることの証明書(固定資産税減額証明書)

▼対象住宅 昭和57年1月1日以前に建築された住宅

▼対象工事 平成27年12月31日までに完了する現行の耐震基準に適合した改修工事で、工事費用が50万円を超えるもの

▼対象面積 1戸につき120平方メートルまでの居住部分

▼減額内容 工事完了の翌年度分に限り固定資産税の2分の1を減額

※省エネ改修及びバリアフリー改修に伴う減額と同時に適用はできません。

▼必要な物 建築基準法に基

省エネ改修

▼対象住宅 平成20年1月1日以前に建築された住宅(賃家住宅は除く)

▼対象工事 平成28年3月31日までに完了する次の工事で、工事費用が50万円を超えるもの

- ①窓の断熱改修工事(必須)
 - ②床の断熱改修工事
 - ③天井の断熱改修工事
 - ④壁の断熱改修工事
- ※外気などと接するものに限り。

バリアフリー改修

▼対象住宅 平成19年1月1日以前に建築された住宅(賃家住宅は除く)で、次のいずれかの条件に該当する人が住んでいる住宅

- ①65歳以上の入
 - ②要介護・要支援認定を受けている人
 - ③身体障害者手帳や療育手帳などを持っている人
- ▼対象工事 平成28年3月31日までに完了する次の工事で、補助金などを除く自己負担額が50万円を超えるもの

- ①廊下の拡幅
- ②階段の勾配の緩和

- ▼対象面積 1戸につき120平方メートルまでの居住部分
- ▼減額内容 工事完了の翌年度分に限り固定資産税の3分の1を減額

※住宅耐震改修に伴う減額と同時に適用はできません。必要物 現行の省エネ基準に新たに適合することになった住宅であることの証明書(建築士などが発行する証明書)、工事内容が分かる書類など

スマホで「広報はりま」読もう！ 広報はりまのアプリ配信 をはじめました



「i 広報紙」の広報はりまをよろしく！

ステップ1 AppStore、Google Playから「i 広報紙」を検索してダウンロードする

ステップ2 初期設定(播磨町の郵便番号6750100を入力)
※通知するしないや生年月日などは任意で選択してください。

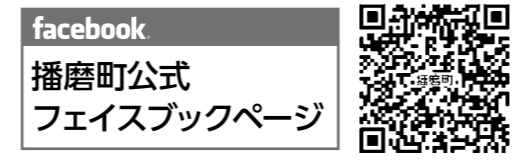


ステップ3 広報はりまの最新号が配信されます
・スマホで広報はりまの最新号をすばやく表示できるので、イベントの日時や申し込みを外出先でチェックできます。
・スクラップ機能を使って保存した広報はりまの画像をお友達にメールして「一緒に行かない?」という相談にも便利です。



▶問合せ 企画グループ ☎079 (435) 0356
※このアプリのダウンロードおよび利用は無料ですが、通信費がかかります。

「播磨町公式フェイスブック」もよろしく！
皆さんの身近な話題を発信しています。



厚生労働省より 国民の皆さまへ

日本年金機構への不正アクセス事案では、皆さまの年金情報が流出し、ご迷惑、ご心配をおかけしております。申し訳ありません。政府は、皆さまの年金を守ることを最優先に取り組んでいます。

あわせて、皆さまにお気を付けいただきたいことがあります。

「年金情報流出」を口実にした犯罪にご注意ください！

日本年金機構を名乗って口座番号を聞き出そうとする者や、「流出した個人情報を削除してあげる」と持ちかけてくる者が現れています。

日本年金機構専用電話窓口
(通話料はかかりません)
0120-818211
受付時間 8:30~21:00
(祝日を除く)

- ・日本年金機構から、この件でお客さまに電話やメールで連絡することは、一切ありません。なお、流出が確認された方への新しい基礎年金番号は、郵送でお知らせします
 - ・日本年金機構が、この件でお客さまにお金やキャッシュカードを要求することは、一切ありません
 - ・日本年金機構が、この件でお客さまにATMの操作をお願いすることは、一切ありません
- ご自分の情報が流出しているのでは?など、ご心配の方は、右記専用電話窓口またはお近くの年金事務所へご相談ください。

Q&A

- Q 今回の不正アクセスにより、私の年金そのものがなくなったり、減ってしまうことはないのですか?
- A ・今回の不正アクセスにより、皆さまの年金そのものがなくなったり、減ってしまうことは、ありません
- ・皆さまへの年金支払いの基となる年金記録を管理するシステムからの情報の流出や年金記録の改ざんは、確認されていません
- ・なお、流出した基礎年金番号は、新しい番号に変更いたします。番号が変わっても、皆さまの他の年金

記録は変わりません

- Q 流出した情報を使い、他人になりますますことで、私の年金が横取りされることはないのですか?
- A ・横取りにより、皆さまに年金が支払われなくなることは、ありません。年金は、ご本人に確実に支払います
- ・年金は、ご本人名義の口座に振り込みます。流出した情報を使い、他人が年金の振込先を変更することはできません(振込先の変更するためには、金融機関の証明印やご本人の預金通帳の写しなどにより、日本年金機構がご本人の口座であることを確認します)
- ・ご不審な点やご不明な点があれば、日本年金機構専用電話窓口やお近くの年金事務所へお問い合わせください
- Q 年金の支払いに滞りはできませんか?
- A ・年金の支払いが滞ることは、ありません
- ・万が一、支給日の15日を過ぎても支払いがない場合には、お近くの年金事務所にお問い合わせください

- ③浴室の改良
 - ④トイレの改良
 - ⑤手すりの取り付け
 - ⑥床の段差解消・滑り止め
 - ⑦引き戸への取り替え
- ▼対象面積 1戸につき100平方メートルまでの居住部分
- ▼減額内容 工事完了の翌年度分に限り固定資産税の3分の1を減額
- ※住宅耐震改修に伴う減額と同時に適用はできません。
- ▼必要な物 工事内容が分かる書類または建築士などが発行する証明書など

『住まいの耐震化』やるなら今がチャンス！



詳しくは裏表紙をご覧ください。